

令和8年度 シティプロモーション事業 御前崎市シティプロモーション動画制作業務
仕様書

1. 業務名

令和8年度 シティプロモーション事業 御前崎市シティプロモーション動画制作業務委託

2. 業務の趣旨・目的等

本業務は、御前崎市の魅力を市内外へ発信し、関係人口の創出及び移住・定住の促進を図ることを目的として実施する。

制作に当たっては、第3次御前崎市総合計画に掲げる将来都市像「安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎」を踏まえ、単なる観光資源の紹介にとどまらず、市民の暮らしや地域との関わりを通じて、本市の本質的な魅力を表現する動画を制作するものとする。

また、本業務を通じて、本市への関心喚起及び認知度向上を図るとともに、市民の愛着（シビックプライド）の醸成につなげることを目指す。

3. 業務委託期間

契約日の翌日から令和9年2月1日（月）まで

4. 業務内容

受注者は、業務の趣旨・目的等を十分理解し、動画制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成する。

(2) 撮影・映像作成

企画構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集

イ 出演者、撮影場所、制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、出演交渉、撮影許可申請等

ウ 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等動画請託に必要な費用の負担

(3) 編集

動画の加工・編集を行い、音響・BGM・セリフ・ナレーション等を効果的に入れる。なお、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

また、動画の要件については、次のとおりとする。

ア 本市全体の魅力を盛り込み、中長期的かつ幅広い層が本市に興味を持つような視聴者を引き付けるストーリー性のある動画を制作すること。

イ 年間を通じて使用できるものとする。

ウ 動画は、ショートバージョン、ロングバージョンを各1パターン制作するものとし、動画時間等については原則以下のとおりとする。

(ア) ショートバージョン

動画時間は15秒～30秒とする。

(イ) ロングバージョン

動画時間は5分～10分とし、字幕なし、字幕あり（日本語、英語、2言語）の3種類の制作を基本とする。

エ 映像制作するための最新鋭の機材や映像技術の活用、音響・BGMの選定などの工夫により、視聴者の心を掴むような映像に仕上げる。

オ 使用できる映像は、原則として本業務において新規撮影したものとするが、季節や天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受注者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。ただし、借用映像を使用する場合の手続等は、受注者において行うこと。

カ 音楽用素材の使用にあたっては、オリジナルやフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。

5. 実施体制及び業務管理

事業の実施に当たっては、適切かつ円滑に業務を実施する体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。

また、受注者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、契約後、作業計画書及び工程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。

6. 成果品

(1) メディア：DVD 3枚、Blu-ray 3枚

画質はフルハイビジョン以上とし、一般的な家庭用プレイヤーで再生できること。

(2) 映像を記録したデータ：インターネット配信用動画ファイル

ウェブサイトやYouTube、SNS、デジタルサイネージ等での上映を想定し、それに適したデータ容量とすること。

※WMV及びMP4形式の動画配信データとして記録媒体（DVD-R等）で納品

(3) 撮影素材のデータ：動画制作に使用した写真データ、動画、動画台本等

(4) 撮影素材一覧表 1部

7. 著作権等の取り扱い

(1) 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）及び所有権はすべて本市に帰属する。また、成果品は本市のホームページや各種情報媒体、行事イ

ベント等に随時使用、複製できるものとする。

- (2) 受注者は著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 映像及び音楽等の著作権並びに肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。
- (4) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手續等を行うとともに、発注者にその旨を報告すること。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受注者の費用と責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。

8. 留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 関係法令を遵守し、業務を履行すること。
- (3) 業務の履行上知り得た秘密その他情報を業務以外の目的に使用しないこと。また、契約終了後も同様とする。
- (4) 業務の履行上必要な資料等がある場合は可能な限り提供するが、取り扱いについては本市の指示に従うこと。
- (5) 業務の実施に当たり、本市から提供された資料等を本市の許可なく複写又は複製しないこと。
- (6) ドローンによる撮影で許認可が必要な場合は、本市と相談の上、受注者が申請手續等を行うこと。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受注者が協議の上、決定する。